

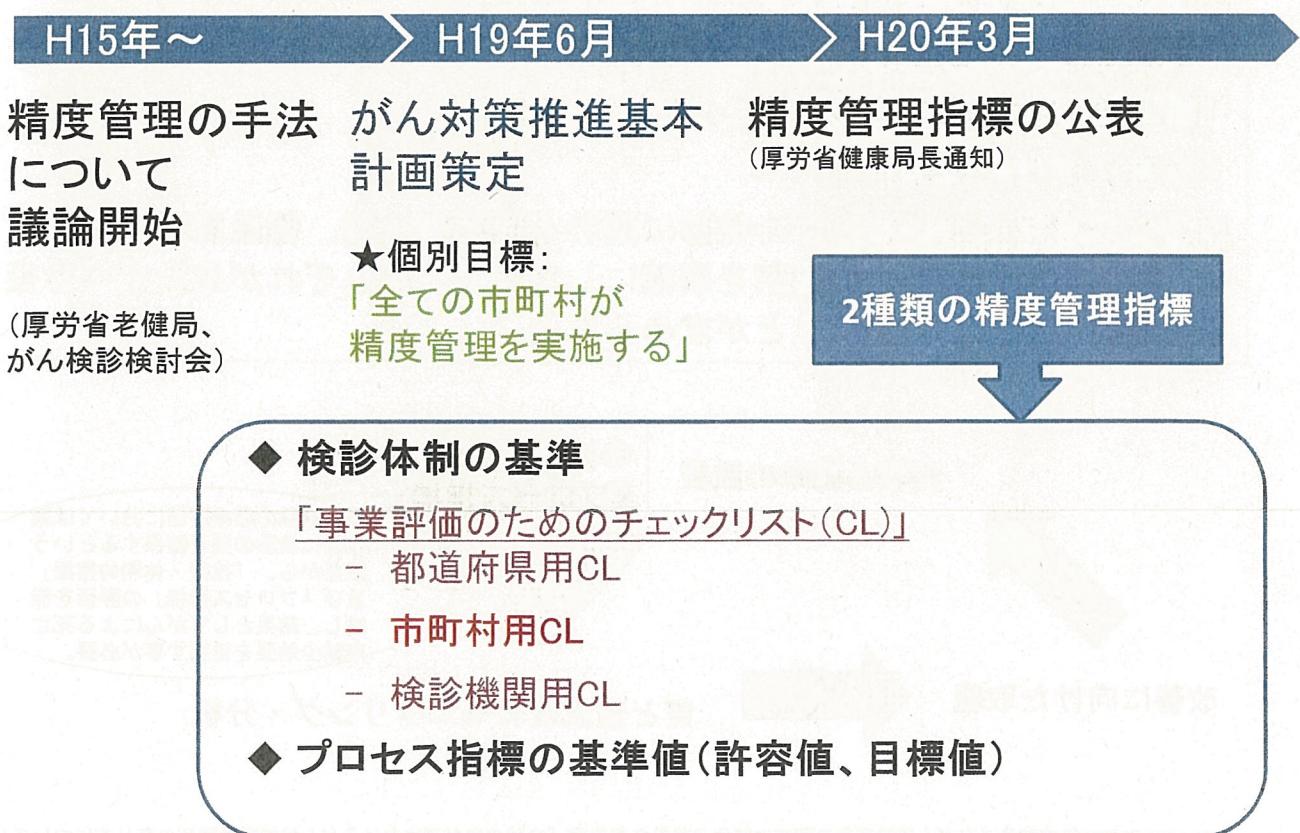
厚生労働省がん検診のあり方検討会(2014.11.13)資料

チェックリスト(CL)の改定について

斎藤 博

(国立がん研究センター がん予防・検診研究センター)

わが国のがん検診精度管理対策



チェックリストの改正に係る経緯

- ・第6回の検討会(平成25年7月3日)において、がん検診の精度管理についての検討を行い、チェックリストの改正案を示した
- ・がん検診のあり方に関する検討会中間報告書(平成25年8月)において、以下の通り、改正の必要性に言及している
※『策定後約5年が経過した「事業評価のためのチェックリスト」については、改訂を行うことが必要である』



- ・今回、がん検診の指針の改正等を踏まえ、改めてチェックリストの改正案を提示する

がん検診の精度管理・事業評価について

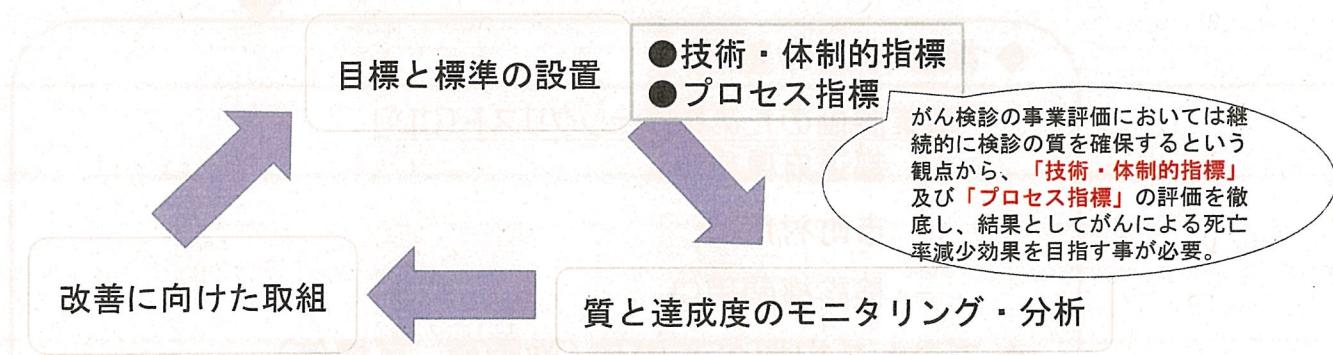
がん検診の精度管理を推進するためには、

「目標と標準の設置」

「質と達成度のモニタリング・分析」及び

「改善に向けた取組」

の3つの段階について、がん検診に関わる関係者（国、都道府県、市町村、検診実施機関等）の役割を明確にした上で、それぞれが果たすべき役割を着実に果たしていくことが求められる。



出典：平成20年3月がん検診事業の評価に関する委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

技術・体制的指標

- 技術・体制的指標の具体的な内容については、「がん検診に関する検討会」において、
- 「事業評価のためのチェックリスト」（都道府県用、市町村用、検診実施機関用）
 - 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」
としてとりまとめ、推奨している。

チェックリストの例（胃がん検診 市町村用）

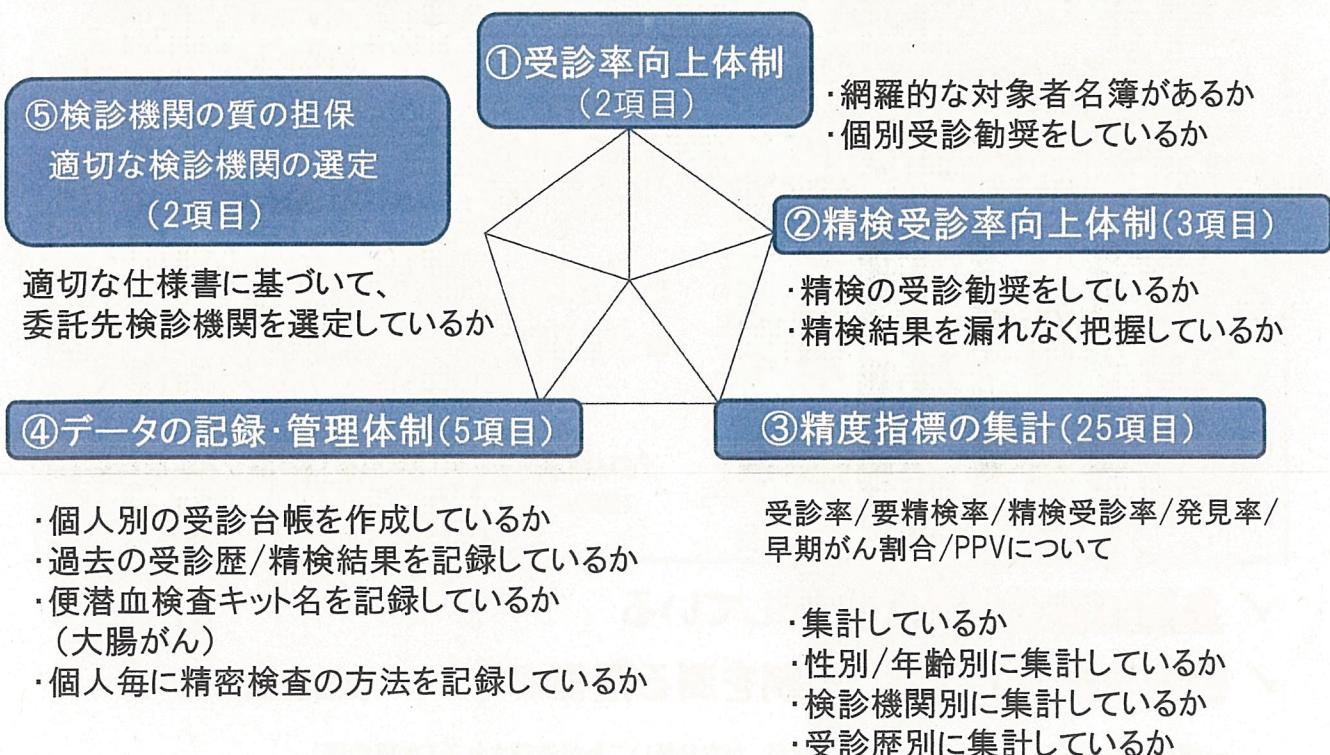
胃がん検診のためのチェックリスト【市町村用】

1. 検診対象者
 - (1) 対象者の網羅的な名簿を住民台帳などに基づいて作成しているか
 - (2) 対象者に均等に受診勧奨を行っているか
2. 受診者の情報管理^{注1)}
 - (1) 対象者数(推計含む)を把握しているか
 - (2) 受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか
 - (3) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか
 - (3-a) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか^{注2)}
 - (3-b) 受診者を検診実施機関別に集計しているか
 - (3-c) 過去3年間の受診歴を記録しているか
3. 要精検率の把握^{注1)}
 - (1) 要精検率を把握しているか
 - (2) 要精検率を性別・年齢階級別に集計しているか

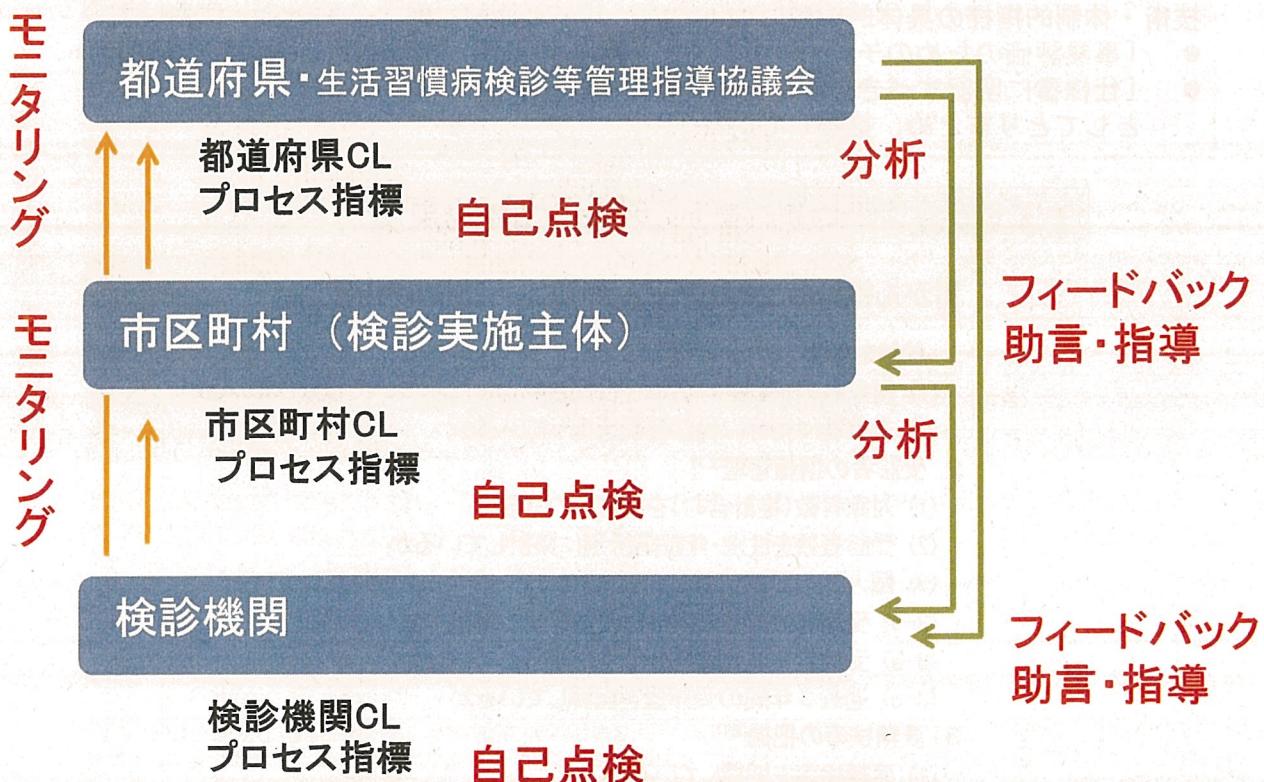
出典：平成20年3月がん検診事業の評価に関する委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

例：市区町村CL

市区町村が最低限整備すべき検診体制(約40項目)



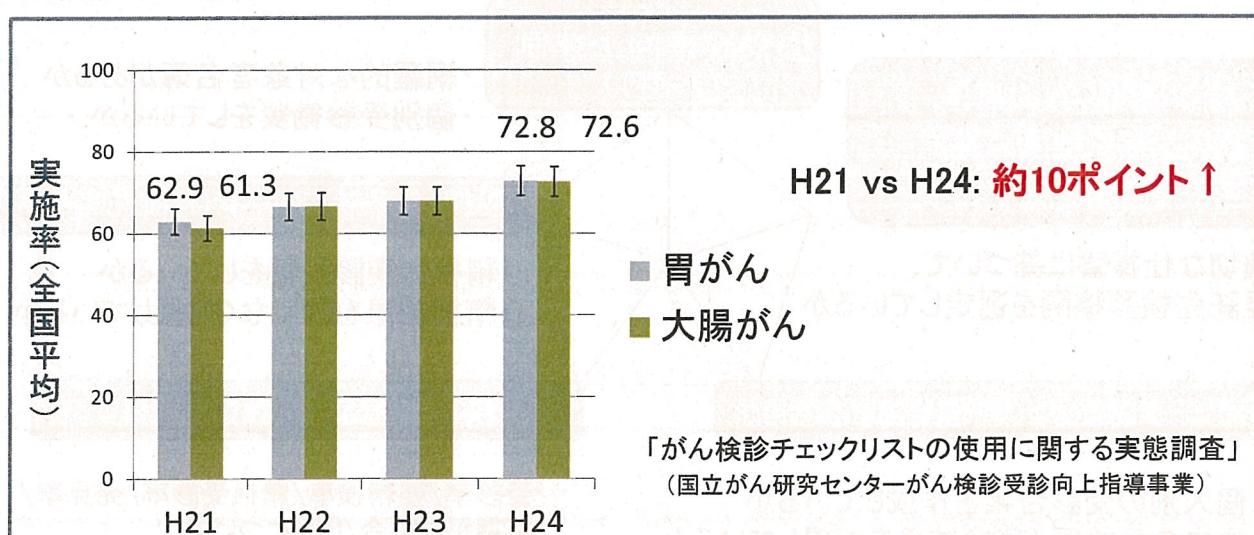
がん検診の精度管理の手法



【出典】厚労省「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書

市区町村における近年の検診体制 (集団検診のみ)

CL実施率の推移



- ✓ **集団検診の体制は改善している**
- ✓ **個別検診では、検診体制を測る指標がない** (個別検診用CLがない)

→個別検診体制の正確な実態は不明だが、かなり低いことが予想される(次頁参照)

◆補足:個別検診体制について

<調査概要>

対象:集団検診の実施体制が特に良好な120市区町村

調査時期:H24年8月、回収率81%

	集団検診	個別検診
精検結果の網羅的な把握	80 (87.0%)	58 (63.0%)
精検の受診勧奨	91 (98.9%)	66 (71.7%)
精度指標値の検診機関別集計 (モニタリング)	83 (90.2%)	20 (21.7%)
適切な仕様書による 検診機関の選定	70 (76.1%)	47 (51.1%)

チェックリストの主要な変更・追加項目

1 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の見直しを反映

- ・肺がん検診（医師の立ち会いがない場合の検診体制、喀痰細胞診の対象者）
- ・子宮頸がん検診（細胞診の手法、進行期分類の変更）

2-1 精密検査結果の回収体制を強化

- ・精検結果の報告様式、報告経路を統一する
- ・精検結果報告率の低い精検機関に改善指導をする

2-2 検診機関（医療機関）の評価体制を強化

- ・検診機関への委託要件が国の基準を満たしているか厳格に確認する。
- ・検診機関毎のデータ（検診体制の水準、プロセス指標）を回収し、分析・評価を行う
- ・評価を検診機関にフィードバックし、課題のある施設には改善指導を行う

2-3 自治体と医師会の連携

- ・精度管理委員会（例えば自治体と医師会の合議体など）を設置し、
精検結果回収体制や検診機関の評価について討議する
(特に個別検診の体制改善には医師会の協力が重要)